指定管理者選定に係る質問・回答表（施設名：芦屋公園有料公園施設（テニスコート））

番号	質問内容	回答
1	協定締結後における対象施設等の名称表示について、募集要項では「市が作成する印刷物や市ホームページ等」と記載されています。 　そこで確認ですが、指定管理者が作成する印刷物（例：自主事業の参加者募集パンフレット等）や指定管理者が管理するホームページにおいても、愛称標示は可能と理解してよろしいでしょうか。	指定管理者が作成する印刷物・ホームページにおいても、愛称標示のご協力をいただきます。 なお、印刷物においては、ネーミングライツパートナーの協定締結以前に発行したものについてはこの限りではありません。
2	協定書の雛形があれば、事前に確認することは可能でしょうか。	「ネーミングライツ付与協定書（ひな形）」を本公募のホームページに掲載しますので、ご確認ください。施設名称、愛称、協定期間、命名権料等については空欄としています。最終的な協定内容は、本ひな形を基本として、募集要項及び提案内容等を踏まえ、本市と優先交渉権者との協議により決定します。
3	応募書類のうち、添付資料として提出する「法人登記簿謄本及び印鑑証明書」と「法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書」は、今年6月29日に芦屋公園有料公園施設の指定管理者に応募する際に、原本を提出しています。 　今回は改めて再度書類を取得することに替えて、この原本のコピーの提出したいのですが、可能でしょうか。	今回の公募は、芦屋公園有料公園施設の指定管理者公募とは別の手続であり、過去に提出された証明書のコピーをもって、今回の提出に代えることはできません。 「法人登記簿謄本及び印鑑証明書」並びに「法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書」については、新たに取得していただき、正本には原本、副本にはその写しを添付して提出してください。
4	現在、弊社では他施設のネーミングライツを取得しておりますが、今回の「芦屋公園有料公園施設（テニスコート）」の公募につきましても、併せて応募することは可能でしょうか。	複数施設の応募に関する規定は設けておりませんので、応募いただくことは可能です。